

地才凡例録

亥

成永/54

73

6425

12



78
6425
12

地方凡例錄卷之拾壹

目錄

一 民間金銀通用始之事

附 金銀本朝出初之事

一 依酒國金山始之事

一 依長金并甲金但馬南條之事

一 銀札通用之事

一 金銀兩日後之事

一 金丁白巴之唱發之事

一 金銀座始之包步金之事

一 淺濫觴之事

附 本朝淺濫始之事

九六淺濫之事

淺濫鳥目之事

一 永發之事

一 度量衡之事

附 斗檢之法之事

料之度秤之事

布文尺始之事

一 社倉之事

附 常平倉之事

義倉之事

助賑穀之事

社跡之事

老幼扶持之事

一 分限扶持之事

附 扶持系即合生始之事

由代官系自代出沒扶持諸入用文之事

山代官跡至引誠入用定法之事

一 公...

一 亦...

一 及...

一 如...

一 若...

一 其...

一 其...



地方凡例源卷之拾壹

一 民間金銀通用始之事

一 金銀古朝出始之事

一 信長國金山始之事

一 信長金并甲金但馬南濠之事

一 銀札通用之事

一 金面返之習及之事

一 金銀度始之包少金之事

本朝金銀通用之事

北系不詳中古...

新金銭以て切支し銀銭用ふる事始り其始と云ふ亦
今之制と判別を列す 人皇百八代 後醍醐成院之御宇
右國秀吉代慶長元丙申年始り小判歩判と判せり
然る海内之不以涉未々民間通用自中より

大神宮御代 成慶長年中積令銀券大判歩判并
浪渡御碎浪垣未々民間通用自中より為令
帝令浪座御始り海内通用自中成令より價銀存
上より町之相場より之格同令内成時より又余成令
之御より貴人之後相場より貴人成令より中より
令より日本國中通用より云云之國東用浪と云ふ西國

節之也勿らするに特列令東國に通用自中より成慶長年中
嚴右院御代迄御治世中及九百年及い慶長之末令
浪を用ひし事あり

常憲院御代元禄八乙亥年令浪の枚量に防人令
浪御湯治と云て御事あり大小判別し外に海令浪子
就は元禄乙亥に御事あり令浪の枚量に防人令
諭石より元禄御代令浪海内より浪御碎石御湯
御代より枚量出は元禄乙亥より通用に慶長
之純令浪の枚量より浪の枚量より浪の枚量より浪の枚量
より浪の枚量より浪の枚量より浪の枚量より浪の枚量

幅下位を以て方々編み而して及ぶる今も方々之序凡そ
成る國を以て浪通用を以て歩列中より方々別用を事成り
在りては建てる令知る生洞湯江を以て入るは浪はかく
かひも浪目と爲る程に及ぶる今も方々中にも通用を
以て方々國を以て端を以て通用を以て成る悉く及ぶる
三月ある年三月通用と爲るは五月元五百年積浪は
此年浪吹起り南條と爲通用は方々の浪軍形と爲る
以南條は
標列西上喜之録序
常是浪入今も是る五月浪を建純浪の色を
以て昔も浪目と爲りて通用浪と爲るは浪軍形と爲る
も色浪軍軍人との浪を以て

一 本朝金浪之漫編 人皇四十六代

聖武天皇天皇二十一年二月陸奥國守百濟王敬福
より始て吾人との浪は其時より 詔小我國の國開と爲る
吾人吾人乃國を貢する事と爲る是則此を以て浪軍の浪
小波乃吾人となす事あり 獻感不浪列の旨 勅令也
是乃應代陸奥國を貢する事となす浪軍の浪目と爲る事
天武二十一年
存謙帝 御受得勝を以て及ぶる今も方々中納言定勝と和奇
は方々の御代を以て浪軍の浪目と爲る事あり 浪軍の浪目と爲る
りては建てる令知る生洞湯江を以て入るは浪はかく

古今成敗一冊にありし中世に傳ふる今も全山に在り
穀を以てて出所を治預りて亦た天に備へて中世に
傳ふ山に中世に傳ふる今も全山に在り
頃今中世に傳ふる今も全山に在り

今武天皇五年辛酉二月對馬島に傳ふ今も全山に在り
今武天皇五年辛酉二月對馬島に傳ふ今も全山に在り

今武天皇五年辛酉二月對馬島に傳ふ今も全山に在り
外國に傳ふる今も全山に在り

天武天皇白鳳二年甲戌二月對馬島に傳ふ今も全山に在り
始に外國に傳ふる今も全山に在り

出るる也や是るる也七朝に傳ふる今も全山に在り

一冊にありし中世に傳ふる今も全山に在り

顯宗天皇二年癸卯一冊に傳ふる今も全山に在り
酒に中朝に傳ふる今も全山に在り

今武天皇五年辛酉二月對馬島に傳ふ今も全山に在り
以教の價を以て傳ふる今も全山に在り

且仰に傳ふる今も全山に在り
此に傳ふる今も全山に在り

及傳一冊にありし中世に傳ふる今も全山に在り

持統天皇八年春三月二十日直度群大宅朝臣磨劬大

ニウチナノイニスヤニシキフミムラシモトサエ
貳臺忌寸八島黃久連本實武成以て淡路使に命ず

日知紀より後日知紀より四十二代

文武天皇三年始て淡路使武成直大跡中京の朝長意
味唐皇の長官とすこととす

本朝より淡路使始て持統文武の時始てす
武成の頭宗帝より淡路使武成國を治りし事ありとす

中華より漢分令浪能とすこと武成より入高の時あり
淡路湯より七年の事あり高王と唐山人武成

湯王の事武成使武成帯淡路て武成始てす
武成は中華の令あり武成より武成より武成より

用し紀を不承

一 作浪國金山

大神君御代慶長年中始て其外諸國金山三年始て
費用く使ふ武成令連絡すこと使列中より浪山も使
山より石見國系奥列山由山より外書前連絡すこと

一 倍長令令治てすこと

倍長令令治てすこと武成令令治てすこと
令令を治出せし形も大サも令の左判のやくも
令令を治出せし形も大サも令の左判のやくも
令令を治出せし形も大サも令の左判のやくも
令令を治出せし形も大サも令の左判のやくも

此書あり物と傳てりまゝあり一冊も二一冊も三冊も
通達之書も二冊も三冊も四冊も一冊も二冊も三冊も
右に書りたるを括りて一冊として一冊も二冊も三冊も
信して一冊も二冊も三冊も一冊も二冊も三冊も

本朝之書目ハ一海より一冊は江海と一冊は海と一冊は海と
半と一冊は海と一冊は海と一冊は海と一冊は海と一冊は海と
凡そ書目極大なることと極小なることと極大なることと極小なることと
凡そ書目極大なることと極小なることと極大なることと極小なることと
凡そ書目極大なることと極小なることと極大なることと極小なることと
凡そ書目極大なることと極小なることと極大なることと極小なることと
凡そ書目極大なることと極小なることと極大なることと極小なることと
凡そ書目極大なることと極小なることと極大なることと極小なることと

形千大小存厚を物とて久しき而も自遠を尚入りて中一頁
之目方と括りたることと極小なることと極大なることと極小なることと
凡そ書目極大なることと極小なることと極大なることと極小なることと
凡そ書目極大なることと極小なることと極大なることと極小なることと
凡そ書目極大なることと極小なることと極大なることと極小なることと
凡そ書目極大なることと極小なることと極大なることと極小なることと
凡そ書目極大なることと極小なることと極大なることと極小なることと
凡そ書目極大なることと極小なることと極大なることと極小なることと

一 今書目とるに二冊とて一冊は海と一冊は海と一冊は海と
刊始りたる時今書目とるに二冊とて一冊は海と一冊は海と
也ある 七朝海防始りて一冊は海と一冊は海と一冊は海と
海下と書入るに二冊は海と一冊は海と一冊は海と

本年三月海濱に白浪の用也又其後海濱に用ひ
しと日本能く白浪の造りしと申ふは其の事也
白浪の年數は四つ白浪初て出たる時海濱に造り
たる之を白浪と云ふに列少列一少少し造りたる
用ひしと云ふは海濱に造りしと云ふは其の事也
又其の事也

持統天皇八年甲午春二月一日直原跡乃毛朝臣磨劔大
貳皇忌寸八意志久連女實を以て海濱に造りしと
云ふ海濱に造りしとの國史に云ふは其の事也
顯宗二年福一解を海濱に造りしと云ふは其の事也

海濱に造りしと云ふは其の事也

天武天皇の御宇に我朝に白浪始て出たり

顯宗二年の海濱に中華の造りしと云ふは其の事也

二代天武天皇の御宇に海濱に造りしと云ふは其の事也

長生義海に於て吾宮に造りしと云ふは其の事也

七朝に海濱始りしと云ふは其の事也 天武 持統 文武 三朝

以て始りしと云ふは其の事也 入字二代

元明帝元年甲申三月十一日申前國程又部不和河に

御は是日河に河出たる始りしと云ふは其の事也

海濱に造りしと云ふは其の事也 七年七月進江國に造りしと云ふは其の事也

和洞開原と流久を流す八月初旬洞流を以て
是 和洞開原を以て始す之を後日古紀に於て其時
和洞開原を以て

天武天皇御宇洞流を以て始す之を後日古紀に於て其時
用いりしを以て之を和洞開原と稱す之を洞流と稱す
中より洞流を以て始す之を後日古紀に於て其時
之を洞流と稱す之を和洞開原と稱す

天武天皇御宇洞流を以て始す之を後日古紀に於て其時
之を洞流と稱す之を和洞開原と稱す

和洞開原 天武天皇御宇洞流を以て始す之を後日古紀に於て其時
之を洞流と稱す之を和洞開原と稱す

隆平永宝 和武天皇延暦十二年 延喜通宝 醍醐天皇延喜七年
乾久大宝 村上天皇天徳二年 長本大宝 同和天皇長元年

長本大宝 同和天皇長元年 鏡益神宝 清和天皇貞観元年
寛平大宝 宇多天皇寛平二年 右之品中尊 仁孝天皇

右之品中尊 仁孝天皇 仁孝天皇御宇洞流を以て始す之を後日古紀に於て其時
之を洞流と稱す之を和洞開原と稱す

仁孝天皇御宇洞流を以て始す之を後日古紀に於て其時
之を洞流と稱す之を和洞開原と稱す

仁孝天皇御宇洞流を以て始す之を後日古紀に於て其時
之を洞流と稱す之を和洞開原と稱す

仁孝天皇御宇洞流を以て始す之を後日古紀に於て其時
之を洞流と稱す之を和洞開原と稱す

康寧通定之世次入之酒今通用酒之
年致百十年余成其後中華之次生
相又文海之世之唐令之流之
之釋迦之像十六大之佛南之
子城之終之天志十之
一終心一之唐七年統之
再夷之諸人臨作之田之
嚴有漢操御代官入以甲存年
之沙法之河之海之形之
之等之流又官之通之
之

海之公洞心實之新海之
代和漢之内之其後大佛之
臨作者之石盤之洞佛之
之少之世之之務之
貴之誠之信之海之
不善之財之今之海之
洞君之即之執政之人之
所交の事之世之之
中々國之成之万人の年之
之

是尾羽山... 法源... 卷... 通... 法源... 洞心... 書... 法... 尚... 阿...

恒信... 并... 小... 入... 法... 書...

撰... 小... 空... 法... 二... 北... 宗... 其... 性...

夷の事とて自然と他派の居るに方は之より水軍派
斗つて國を治るに世に古事とて生る派を以てし
派派とて水軍とて其後天正十八年秀吉が水軍とて
日本一統して國八州を 宗廟を以て進其後宗廟
御蹟の後慶長八年 宗廟を以て將軍

宗廟を以て同九年三月秀吉が水軍派の用を以て一向
派を以て亦も其の派とて他派の人を以て水軍派の代り
を以て之の宗廟を以て其後又高更の宗廟を以て亦も
同右同十二年十二月八日右左保相權守も亦も他派守に令せ
りて水軍を以て治して水軍の用を以て之の宗廟を以て

之れを以て其の宗廟を以て其の宗廟を以て其の宗廟を以て
派の宗廟を以て其の宗廟を以て其の宗廟を以て其の宗廟を以て
其の宗廟を以て其の宗廟を以て其の宗廟を以て其の宗廟を以て
其の宗廟を以て其の宗廟を以て其の宗廟を以て其の宗廟を以て
其の宗廟を以て其の宗廟を以て其の宗廟を以て其の宗廟を以て
其の宗廟を以て其の宗廟を以て其の宗廟を以て其の宗廟を以て
其の宗廟を以て其の宗廟を以て其の宗廟を以て其の宗廟を以て
其の宗廟を以て其の宗廟を以て其の宗廟を以て其の宗廟を以て

但右宗廟十年八月二日右左保相權守も亦も他派守に令せ
りて水軍を以て治して水軍の用を以て之の宗廟を以て
又水軍派の宗廟を以て其の宗廟を以て其の宗廟を以て其の宗廟を以て

古株を一分取り出してその子孫を今株と云ふは子
孫を二分取り出してその子孫を今株と云ふは子
孫を三分取り出してその子孫を今株と云ふは子
孫を四分取り出してその子孫を今株と云ふは子
孫を五分取り出してその子孫を今株と云ふは子
孫を六分取り出してその子孫を今株と云ふは子
孫を七分取り出してその子孫を今株と云ふは子
孫を八分取り出してその子孫を今株と云ふは子
孫を九分取り出してその子孫を今株と云ふは子
孫を十分取り出してその子孫を今株と云ふは子

古株を一分取り出してその子孫を今株と云ふは子
孫を二分取り出してその子孫を今株と云ふは子
孫を三分取り出してその子孫を今株と云ふは子
孫を四分取り出してその子孫を今株と云ふは子
孫を五分取り出してその子孫を今株と云ふは子
孫を六分取り出してその子孫を今株と云ふは子
孫を七分取り出してその子孫を今株と云ふは子
孫を八分取り出してその子孫を今株と云ふは子
孫を九分取り出してその子孫を今株と云ふは子
孫を十分取り出してその子孫を今株と云ふは子

五律牌

但右同以

三律牌

但右同以

辰守三石を
源守下石を

辰守三石を
源守下石を

一 斗格... 合牌... 斗格... 九斗格...

斗格... 斗格... 斗格... 斗格...

一 斗格... 斗格... 斗格... 斗格...

斗格... 斗格... 斗格... 斗格...

斗格... 斗格... 斗格... 斗格...

斗格... 斗格... 斗格... 斗格...

斗格... 斗格... 斗格... 斗格...

斗格... 斗格... 斗格... 斗格...

斗格... 斗格... 斗格... 斗格...

斗格... 斗格... 斗格... 斗格...

十寸之厚ハ一寸五分ニ至リテ毛ニ縁ヲ加ヘテ成敵ノハ
則チ之ヲ寸ニ至リテ毛ニ縁ヲ加ヘテ成敵ノハ
之ヲ寸ニ至リテ毛ニ縁ヲ加ヘテ成敵ノハ
余ノ入ノ寸ニ至リテ毛ニ縁ヲ加ヘテ成敵ノハ
孔方圓形也ト不裁形也ト寸ノ方モ切リテハ一ノ寸ニ至リ
以テ寸ニ至リテ毛ニ縁ヲ加ヘテ成敵ノハ
寸ノ寸ニ至リテ毛ニ縁ヲ加ヘテ成敵ノハ

周一中 今ノ宗林一休ニ合九ノ寸ノ寸ニ至リテ毛ニ縁ヲ加ヘテ成敵ノハ
漢一中 同一休ニ合九ノ寸ノ寸ニ至リテ毛ニ縁ヲ加ヘテ成敵ノハ
魏晉一中 同一休ニ合九ノ寸ノ寸ニ至リテ毛ニ縁ヲ加ヘテ成敵ノハ

隋唐一中 同一休ニ合九ノ寸ノ寸ニ至リテ毛ニ縁ヲ加ヘテ成敵ノハ
元一中 同一休ニ合九ノ寸ノ寸ニ至リテ毛ニ縁ヲ加ヘテ成敵ノハ
明一中 同一休ニ合九ノ寸ノ寸ニ至リテ毛ニ縁ヲ加ヘテ成敵ノハ
周漢一中 今ノ宗林一休ニ合九ノ寸ノ寸ニ至リテ毛ニ縁ヲ加ヘテ成敵ノハ
魏晉一中 同一休ニ合九ノ寸ノ寸ニ至リテ毛ニ縁ヲ加ヘテ成敵ノハ
隋唐一中 同一休ニ合九ノ寸ノ寸ニ至リテ毛ニ縁ヲ加ヘテ成敵ノハ
元一中 同一休ニ合九ノ寸ノ寸ニ至リテ毛ニ縁ヲ加ヘテ成敵ノハ
明一中 同一休ニ合九ノ寸ノ寸ニ至リテ毛ニ縁ヲ加ヘテ成敵ノハ

本朝上代ノ勳カ何ノ刻ナクヤ今ノ世ニ至リテ毛ニ縁ヲ加ヘテ成敵ノハ
一ノ寸ニ至リテ毛ニ縁ヲ加ヘテ成敵ノハ

粟粟初之石を以て納中凡氏を以て納中

昔之年成三年七一斗を納く者一斗を納く者

得て里中思也留先一社思也倉を造りて納し

至り年成石を納く者一斗を納く者

息成りて倉納先斗年を定し凡古年

之を納く者一斗を納く者

粟を納く者一斗を納く者

倉を造りて納中凡氏を以て納中

但社倉は法を造りて納く者

但社倉は法を造りて納く者

一

漢之宣帝の時、武帝の命、常平倉を造りて納く者

年穀多き時、穀を儲け、少き時、穀を賣りて納く者

かく又凡、年穀多き時、穀を儲け、少き時、穀を賣りて納く者

水災、倉を造りて納く者

漢、宣帝の時、武帝の命、常平倉を造りて納く者

造りて納く者

常平倉を造りて納く者

漢、宣帝の時、武帝の命、常平倉を造りて納く者

造りて納く者

漢、宣帝の時、武帝の命、常平倉を造りて納く者

自代書及用人侍之

子西之孫也
子西之孫也

呈仰小委仲昌

子西之孫也
子西之孫也

一 此代書所用才嚴

御車中不不其也而之文因與人定之代書所用皆持
之持人其口人

御車中不不其也而之文因與人定之代書所用皆持
之持人其口人
御車中不不其也而之文因與人定之代書所用皆持
之持人其口人

一 外名之其收而之收在亦不亦亦近年所以收而收也

一 在舊及入之西書法所用亦等九入用之

一 之九也之德也作入用之

一 之九也之德也作入用之

一 之九也之德也作入用之

一 此代書所用才嚴

一 御車中不不其也而之文因與人定之代書所用皆持

一 之持人其口人

一 御車中不不其也而之文因與人定之代書所用皆持

一 之持人其口人

一 御車中不不其也而之文因與人定之代書所用皆持

一 息代出用と後仍と息代持方其外出用と方右儀大を
論別と外出用と如多雇少者も出之方由宅近一可貸後
而後此令死日割る事し川紙と如く川紙と如く
出入用と如く出入用先令能脚を心石和得て不許所用と
すし一里渡紙と如く積紙と如く事也

一 代官并代官記別所用向と其持持方本海平中紙紙類
其外入る貸後及如も出入用と不也之定式諸入用と内
以相動し去捨入用と其記と多少と不抱令多持方如
定式諸入用筆と別紙と如く事也
地方凡例詠卷と拾遺録

地方凡例詠跋

右凡例詠と一章詠詠詠詠の道元伏紙一當
凡例詠と如く集凡書紙一と事も凡例詠中
其也一と事也

大筆と筆と事也 官制方と事也
今平定と仲秋と事也 潮十一卷相成と事也
大覽と備し忠目詠に如く集凡九持去巻程と事也
其下如く事也其の如く事也

Handwritten text in a cursive script, likely a historical document or manuscript. The text is written in a dark ink on aged, yellowish paper. It appears to be a list or a series of entries, possibly related to a collection or inventory. The script is dense and difficult to decipher without specialized knowledge of the language or dialect used.

